

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第29号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「京都市職員の定年等に関する条例(以下「定年条例」という。)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第4条第3項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条第2項中「8級」を「7級」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間平均の正規の勤務時間数を常勤の職員の1週間平均の正規の勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第6項を削り、同条第7項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を第6項とする。

第19条の4第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条第1項ただし書中「(以下「職免規程」という。)」を削り、同条第2項表以外の部分中「並びに地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員」という。)に係る勤務規程第20条及び第21条に規定する休暇」を削り、同項の表(6)の項中「京都市職員の分限に関する条例」の右に「(以下「分限条例」という。)」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に、「1の年次につき40日の範囲内で」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員との均衡を考慮して」に改め、同条第5項本文中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1項各号列記以外の部分中「、又は休日等の」を削り、同項第1号中「休日（勤務規程第8条第1項及び第2項に規定する休日をいう。）」を「休日等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「、又は休日等の」を削り、同条第3項中「、又は休日等に、」を削る。

第37条の8第2項中「掲げる額」の右に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、別表第7定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額に第5条第6項第1号に掲げる時間数を同項第2号に掲げる時間数で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

第40条の2第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第5条第7項第1号」を「第5条第6項第1号」に改める。

第43条各号列記以外の部分中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1号中「京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）」を「分限条例」に改める。

第44条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第45条第2項中「第5条第6項の規定による再任用短時間勤務職員」を「第5条第5項の規定により算定した定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「給料月額」の右に「及び第37条の8第2項本文の規定による定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の支給額」を加える。

附則に次の9項を加える。

(特定日以後の給料に関する特例)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常

勤を要しない職員

(2) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（定年条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額

のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する第20条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第4項及び第5項並びに第39条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

(附則第8項の規定による降給に関する手続)

- 15 分限条例第4条第2項の規定は、附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定により給料月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、管理者が文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

(その他の経過措置)

- 16 附則第8項から第14項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から第14項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

上下水道局企業職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	136,300	183,800	217,400	264,000	313,800	346,500	389,900
	2	137,300	185,600	219,200	265,900	316,400	349,300	392,700
	3	138,300	187,400	221,000	267,900	318,900	352,000	395,700
	4	139,300	189,200	222,800	269,900	321,500	354,800	398,700
	5	140,100	190,900	224,500	271,600	324,000	357,300	401,700
	6	141,200	192,700	226,400	273,700	326,600	360,100	404,600
	7	142,300	194,500	228,200	275,800	329,200	362,900	407,600
	8	143,400	196,300	230,100	277,900	331,800	365,700	410,500
	9	144,500	198,000	231,600	279,200	334,300	368,200	413,500
	10	145,600	199,800	233,600	281,400	336,900	371,000	416,400
	11	146,700	201,600	235,500	283,600	339,500	373,800	419,400
	12	147,800	203,400	237,400	285,800	342,000	376,500	422,400
	13	148,900	205,100	238,700	286,800	344,600	379,100	425,300
	14	150,200	206,900	240,700	289,100	347,200	382,000	428,300
	15	151,500	208,700	242,600	291,400	349,800	384,800	431,300
	16	152,800	210,500	244,600	293,700	352,300	387,700	434,200
	17	154,100	212,200	245,800	294,500	354,900	390,300	437,100
	18	155,500	214,000	247,700	296,800	357,500	393,300	440,100
	19	157,000	215,800	249,700	299,100	360,000	396,300	443,100
	20	158,500	217,600	251,700	301,400	362,600	399,300	446,100
	21	159,500	219,300	253,700	303,600	365,200	401,000	449,000
	22	161,500	221,100	255,600	305,900	367,800	403,200	452,100
	23	163,500	222,900	257,500	308,100	370,400	406,100	455,200
	24	165,500	224,700	259,300	310,400	373,000	408,900	458,200
	25	167,400	226,400	260,400	312,600	375,700	411,700	460,900
	26	169,400	228,100	262,300	314,800	378,400	414,300	464,000
	27	171,400	229,900	264,200	316,900	381,100	417,000	467,000
	28	173,400	231,700	265,700	319,100	383,700	419,800	470,100
	29	175,300	233,500	267,100	321,300	386,500	422,400	473,000
	30	177,300	234,700	269,000	323,400	389,200	424,900	476,300
	31	179,300	236,600	270,900	325,600	391,800	427,600	479,700
	32	181,200	238,600	272,800	327,600	394,400	430,300	482,900
	33	182,900	240,300	273,800	329,600	397,000	433,100	486,300
	34	184,700	241,800	275,700	331,600	399,400	435,700	489,300
	35	186,500	243,700	277,600	333,700	401,700	438,400	492,200
	36	188,300	245,500	279,500	335,800	404,100	441,000	495,300
	37	190,000	246,400	280,500	337,700	406,100	443,700	498,200
	38	191,800	247,900	282,400	339,800	407,900	446,300	500,800
	39	193,600	249,400	284,300	341,800	410,000	448,800	503,500
	40	195,400	250,900	286,200	343,800	412,100	451,400	506,100
	41	197,100	252,500	287,200	345,800	414,200	453,100	508,500
	42	198,900	253,900	289,000	347,800	416,200	455,100	510,700
	43	200,700	255,400	290,800	349,800	418,100	457,700	512,900
	44	202,500	257,000	292,600	351,900	420,200	460,000	515,100
	45	204,100	258,600	293,900	353,900	421,900	462,300	517,400
	46	205,800	260,000	295,600	355,800	423,400	464,500	519,600
	47	207,600	261,700	297,200	357,600	424,900	466,700	521,800
	48	209,400	263,500	298,900	359,500	426,500	468,800	524,000
	49	211,000	264,700	300,600	360,800	427,800	470,900	526,300
	50	212,700	266,100	302,200	362,200	429,200	472,900	528,300
	51	214,400	267,900	303,900	363,700	430,700	474,900	530,500
	52	216,100	269,600	305,600	365,000	432,200	476,900	532,600
	53	217,600	270,800	307,100	366,200	433,600	478,900	534,600
	54	219,300	272,200	308,700	367,400	434,900	480,900	536,400
	55	220,800	273,800	310,400	368,600	436,200	482,800	538,200
	56	222,500	275,500	312,000	369,900	437,500	484,700	539,900
	57	223,800	276,800	313,300	371,000	438,500	486,600	541,800
	58	225,200	278,000	314,800	372,000	439,300	488,400	543,500
	59	226,700	279,600	316,500	373,000	440,300	490,200	545,200
	60	228,300	281,100	318,200	374,000	441,300	492,000	546,900
	61	229,800	282,700	319,400	374,800	442,300	493,700	548,500
	62	231,300	284,200	320,500	375,700	443,200	495,200	550,200
	63	232,900	285,700	321,900	376,600	444,200	496,700	551,800
	64	234,400	287,100	323,100	377,200	445,200	498,100	553,500
	65	235,700	288,300	323,600	377,900	446,000	499,500	555,100
	66	237,100	289,500	324,700	378,500	447,000	500,700	556,200
	67	238,600	290,700	325,500	379,100	448,000	501,900	557,400

定午再
午短時
間勤務
員以外
の職員

68	240,100	291,900	326,500	379,700	448,900	503,100	558,600
69	241,400	293,100	327,500	380,300	449,700	504,300	559,600
70	242,900	294,300	328,400	380,900	450,300	505,100	560,800
71	244,300	295,500	329,400	381,500	451,200	505,800	562,000
72	245,800	296,600	330,200	382,100	452,100	506,500	563,200
73	247,100	297,800	331,400	382,700	453,000	507,200	564,100
74	248,500	298,900	332,400	383,300	453,700	507,900	565,300
75	249,900	300,000	333,500	383,900	454,400	508,600	566,500
76	251,300	301,200	334,600	384,500	455,100	509,200	567,700
77	252,500	302,300	335,300	385,100	455,900	509,800	568,600
78	253,800	303,200	336,200	385,700	456,600	510,200	569,700
79	255,100	304,100	337,300	386,300	457,300	510,600	570,900
80	256,400	305,000	338,300	386,900	458,000	511,000	572,100
81	257,500	305,900	339,200	387,500	458,800	511,300	573,100
82	258,600	306,300	340,000	388,100	459,500	511,700	
83	259,700	306,900	341,000	388,700	460,200	512,100	
84	260,800	307,700	342,000	389,300	460,900	512,500	
85	262,000	308,500	342,900	389,900	461,700	512,800	
86	263,000	309,200	343,600	390,500	462,400	513,200	
87	264,000	309,900	344,500	391,100	463,100	513,600	
88	265,000	310,600	345,500	391,800	463,800	514,000	
89	266,000	311,100	346,500	392,300	464,600	514,300	
90	266,800	311,600	347,500	392,900	465,300		
91	267,600	312,100	348,100	393,500	466,000		
92	268,400	312,600	349,100	394,200	466,700		
93	268,900	313,200	349,900	394,700	467,400		
94	269,400	313,700	350,700	395,300	468,000		
95	269,900	314,200	351,600	395,900	468,700		
96	270,400	314,700	352,100	396,600	469,400		
97	270,700	315,300	353,200	397,100	470,200		
98		315,700	354,000	397,700			
99		316,200	355,000	398,300			
100		316,700	356,000	399,000			
101		317,300	356,500	399,500			
102		317,700	357,200	400,100			
103		318,200	358,100	400,700			
104		318,700	359,100	401,400			
105		319,300	359,800	401,900			
106		319,800	360,300	402,500			
107		320,300	361,100	403,100			
108		320,800	362,000	403,800			
109		321,300	362,800	404,300			
110		321,800	363,200	405,000			
111		322,300	364,100	405,700			
112		322,800	364,900	406,200			
113		323,100	365,700	406,700			
114		323,600	366,400	407,300			
115		324,100	366,800	408,000			
116		324,600	367,400	408,700			
117		324,900	368,100	409,100			
118		325,400	368,800				
119		325,900	369,400				
120		326,400	369,800				
121		326,700	370,200				
122		327,200	370,700				
123		327,700	371,100				
124		328,200	371,500				
125		328,500	371,700				
126		329,000	372,000				
127		329,500	372,500				
128		330,000	373,000				
129		330,300	373,300				
130		330,800	373,400				
131		331,300	373,800				
132		331,800	374,300				
133		332,100	374,600				
134		332,600	374,800				
135		333,100	375,200				
136		333,600	375,700				
137		333,900	376,000				
138			376,400				

	139			376,600				
	140			377,100				
	141			377,400				
	142			377,800				
	143			378,300				
	144			378,500				
	145			378,700				
	146			379,100				
	147			379,600				
	148			379,800				
	149			380,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,900	212,000	250,800	272,100	358,300	391,600	443,100

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

級別標準職務区分表

職務の級	標準的な職務
1級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務
3級	主事の職務又はこれに準じるものと管理者が認める職務
4級	係長若しくは担当係長の職務又はこれらに準じるものと管理者が認める職務
5級	課長若しくは担当課長の職務又はこれらに準じるものと管理者が認める職務
6級	部長の職務又はこれに準じるものと管理者が認める職務
7級	局長の職務又はこれに準じるものと管理者が認める職務

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

昇格基準表

資格区分		職務の級		1級	2級	3級から7級まで
		基準年齢				
競争試験によるもの	上級	22歳			4.9	別に定める。
			0	4.9		
	中級	18歳			10.9	
			0	10.9		
経験者	27歳			0		
競争試験によらないもの	18歳			12.9		
		0	12.9			

別表第7を次のように改める。

別表第7（第37条の8関係）

属する職務の級	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
5級	45,400円	36,200円
6級	50,000円	39,500円
7級	55,200円	44,800円

第2条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の欄から3級の欄までを次のように改める。

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
140,100	190,900	224,500
141,200	192,700	226,400
142,300	194,500	228,200
143,400	196,300	230,100
144,500	198,000	231,600
145,600	199,800	233,600
146,700	201,600	235,500
147,800	203,400	237,400
148,900	205,100	238,700
150,200	206,900	240,700
151,500	208,700	242,600
152,800	210,500	244,600
154,100	212,200	245,800
155,500	214,000	247,700
157,000	215,800	249,700
158,500	217,600	251,700
159,500	219,300	253,700
161,500	221,100	255,600
163,500	222,900	257,500
165,500	224,700	259,300
167,400	226,400	260,400
169,400	228,100	262,300
171,400	229,900	264,200
173,400	231,700	265,700
175,300	233,500	267,100
177,300	234,700	269,000
179,300	236,600	270,900
181,200	238,600	272,800
182,900	240,300	273,800
184,700	241,800	275,700
186,500	243,700	277,600
188,300	245,500	279,500
190,000	246,400	280,500
191,800	247,900	282,400
193,600	249,400	284,300
195,400	250,900	286,200
197,100	252,500	287,200
198,900	253,900	289,000
200,700	255,400	290,800
202,500	257,000	292,600
204,100	258,600	293,900
205,800	260,000	295,600
207,600	261,700	297,200
209,400	263,500	298,900
211,000	264,700	300,600
212,700	266,100	302,200
214,400	267,900	303,900
216,100	269,600	305,600
217,600	270,800	307,100
219,300	272,200	308,700
220,800	273,800	310,400
222,500	275,500	312,000
223,800	276,800	313,300
225,200	278,000	314,800

226,700	279,600	316,500
228,300	281,100	318,200
229,800	282,700	319,400
231,300	284,200	320,500
232,900	285,700	321,900
234,400	287,100	323,100
235,700	288,300	323,600
237,100	289,500	324,700
238,600	290,700	325,500
240,100	291,900	326,500
241,400	293,100	327,500
242,900	294,300	328,400
244,300	295,500	329,400
245,800	296,600	330,200
247,100	297,800	331,400
248,500	298,900	332,400
249,900	300,000	333,500
251,300	301,200	334,600
252,500	302,300	335,300
253,800	303,300	336,200
255,100	304,300	337,300
256,400	305,300	338,300
257,500	306,200	339,200
258,600	306,800	340,000
259,700	307,600	341,000
260,800	308,500	342,000
262,000	309,400	342,900
263,000	310,300	343,600
264,000	311,200	344,500
265,000	312,000	345,500
266,000	312,600	346,500
266,800	313,400	347,500
267,600	314,100	348,100
268,400	314,800	349,100
268,900	315,600	349,900
269,400	316,400	350,700
269,900	317,100	351,600
270,400	317,800	352,100
270,700	318,600	353,200
	319,200	354,000
	319,900	355,000
	320,600	356,000
	321,400	356,500
	322,000	357,200
	322,700	358,100
	323,400	359,100
	324,200	359,800
	324,900	360,300
	325,600	361,100
	326,300	362,000
	326,900	362,800
	327,600	363,200
	328,300	364,100
	329,000	364,900
	329,400	365,700
	330,100	366,400
	330,800	366,800
	331,500	367,400

	331,900	368,100
	332,400	368,800
	332,900	369,400
	333,400	369,800
	333,700	370,200
	334,200	370,700
	334,700	371,100
	335,200	371,500
	335,500	371,700
	336,000	372,000
	336,500	372,500
	337,000	373,000
	337,300	373,200
	337,800	373,400
	338,300	373,800
	338,800	374,300
	339,100	374,600
	339,600	374,800
	340,100	375,200
	340,600	375,700
	340,900	376,000
	341,300	376,400
	341,600	376,600
	341,900	377,100
	342,200	377,400
	342,500	377,800
	342,800	378,300
	343,100	378,500
	343,400	378,700
	343,700	
	344,000	
	344,300	
	344,500	
	344,800	
	345,100	
	345,400	
	345,600	
基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
187,900	212,000	250,800

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月30日上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項各号列記以外の部分中「には」の右に「、令和5年3月31日までの間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から、第2条及び附則第16項から第21項までの規定は令和6年4月1日から施行する。

(旧勤務延長職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都市上下水道局職員給与規程（以下「令和5年改正後の規程」という。）附則第8項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号。以下「整備等条例」という。）附則第7条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員（整備等条例附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。附則第7項及び第8項において同じ。）

（暫定再任用短時間勤務職員（整備等条例附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第6項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が令和5年改正後の規程第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される令和5年改正後の規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される令和5年改正後の規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の1週間平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年改正後の規程第2条、第5条第6項第1号、第19条の4第6項、第35条第2項、第37条の8第2項、第40条の2第1号及び第45条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年改正後の規程別表第7の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年改正後の規程第34条第2項表(6)の項及び第5項の規定を適用する。

8 令和5年改正後の規程第5条第2項、第6条、第7条、第15条から第19条まで、第19条の10から第19条の12まで及び第43条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(第1条の改正に係る特定の職務の級の切替え)

9 令和5年4月1日(以下「令和5年切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の京都市上下水道局職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(第1条の改正に係る特定の号給の切替え)

10 前項の規定の適用を受ける職員の令和5年切替日における号給(以下「令和5年新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 令和5年切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「令和5年旧号給」という。)の給料月額と同額の号給(令和5年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合にあつては、令和5年旧号給の給料月額に直近の額の号給)

(2) 旧級が5級であった職員 令和5年切替日の前日に令和5年旧号給から当該職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)させた場合において決定することとなる号給との均衡を考慮して別に定める号給

(令和5年切替日前の異動者の号給の調整)

11 令和5年切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の令和5年新号給については、その者が令和5年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(第1条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 1 2 令和5年切替日の前日から引き続きの給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 3 令和5年切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 1 4 令和5年切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 1 5 前3項の規定による給料を支給される職員(別に定める職員を除く。)に関する令和5年改正後の規程第20条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第4項及び第5項、第37条の8第2項ただし書、第39条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程(令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第29号)附則第12項から第14項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(第2条の改正に係る特定の号給の切替え)

- 1 6 令和6年4月1日(以下「令和6年切替日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の京都市上下水道局職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級が1級から3級までであったものの令和6年切替日における号給(以下「令和6年新号給」という。)は、令和6年切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「令和6年旧号給」という。)の給料月額と同額の号給とする。ただし、令和6年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、令和6年旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(令和6年切替日前の異動者の号給の調整)

- 1 7 令和6年切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の令和6年新号給については、その者が令和6年切替日において職務の級を異にす

る異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(第2条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 18 令和6年切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 19 令和6年切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 20 令和6年切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 21 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の京都市上下水道局職員給与規程(以下「令和6年改正後の規程」という。)第20条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第4項及び第5項、第37条の8第2項ただし書、第39条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程(令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第29号)附則第18項から第20項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(その他の経過措置)

- 22 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附則別表

給料表	旧級	新級
上下水道局企業職給料表	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級

	8級	7級
--	----	----

(上下水道局総務部職員課)